

企業との共同で出願・取得する知的財産権の取扱いに関する方針

福岡県工業技術センター(以下「センター」という。)では、民間企業の方々と福岡県が共同で出願・取得する知的財産権に関する相互の費用負担について取扱い方針を定めています。

【発明等の取扱い方針】

センターと民間企業が共同して出願および権利化する知的財産権について、企業においては「自己実施による製造・販売」、「競合他社からの防衛」等の経済的メリットが発生しますが、センターは自己実施を行わないため、これらのメリットを受容できない状況にあります。

したがって、収益性の不均衡を補償して頂く観点から、①予め企業側に出願・維持に係る費用をご負担いただく、②共同出願者からも実施料を徴収する方針としています。

但し、実施料の徴収額については、本来、福岡県が持ち分に応じて負担すべきであった出願・維持に係る費用を差し引くこととしています。

本取扱い方針は研究から知財化、実施へと段階が進む毎に締結する各契約書面においても条項にて相互に確認を行っています。

(1) 受託研究および共同研究契約での主な条項

- ・企業側が知財費用を全額負担し、センター側は実施料で相殺する
- ・企業側は経費を負担している期間は独占的に当該知財を実施できる

(2) 共同出願契約での主な条項

- ・知財に要する費用は企業側が負担
- ・福岡県は企業側が費用負担しない時は持分を放棄したとみなす事ができる
- ・企業が当該知財を使った経済活動を実施する際は福岡県と実施契約を締結
- ・企業は販売収益に対して福岡県の持分比率に応じた実施料を支払う
- ・企業は実施料から県が負担すべきであった特許費用を差し引く事ができる

(3) 実施契約での主な条項

- ・毎年4月1日から翌年3月31日までの実施状況を福岡県に報告
- ・福岡県は実施料を算定し相殺する費用が無い場合は企業側に実施料納入を通知
- ・出願・維持に関して企業側が支出した費用の根拠は、企業側が福岡県へ提供

【取扱い方針に関する問い合わせ窓口】

福岡県工業技術センター 企画管理部 研究企画課
電話番号:092-925-5977